

京都市告示第130号

京都市里道管理条例第4条の規定に基づき、里道を次のように廃止します。

当該里道の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成30年6月6日

京都市長 門川 大作

(廃止する里道)

整理番号	路線名	起 終	点 点
1	大原里0461号	京都市左京区大原井手町461番地1地先 京都市左京区大原井手町472番地先	

(産業観光局農林振興室林業振興課)